一般社団法人日本周麻酔期看護医学会　社員の入退社規則

（目的）

第１条　この規則は、一般社団法人日本周麻酔期看護医学会（以下「当法人」という。）定款第４条及び第５条の規定に基づき、当法人の社員の入社及び退社に関し、必要な事項を定め、社員の地位の安定を図ることを目的とする。

（社員の種別）

第２条　定款第４条に規定する社員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。なお、正社員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

⑴　正社員　当法人の目的に賛同して入社した個人又は団体

⑵　特別社員　当法人に功労があった者又は学識経験者

（入社手続）

第３条　当法人の社員になろうとする個人又は団体は、当法人所定の手続きにより入会申請手続きをなければならない。当法人執行部理事、世話人においてもこの限りではない。

２　代表理事は、社員としてふさわしいと認められる個人又は団体について、その入社

　を承認する。尚、承認した旨は、速やかに入社希望者に伝えなければならない。

３　特別社員については、あらかじめ本人の意向を確認の上、代表理事が推薦し理事の過半数の賛成を得た者とする。

（社員名簿）

第４条　入社した者は、社員の種別ごとに社員名簿に登録する。

２　社員名簿に登録された個人社員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

（入社金及び会費納付義務）

第５条　社員は、社員総会において定められた入社金及び会費を、会費等に関する規則に従って納入しなければならない。

２　第２条第２号が規定する特別社員については、前号は適用されない。

（退社）

第６条　社員は、退社希望日の１か月以上前に当法人所定の退社届を提出して、当法人を任意に退社することができる。

２　前項の規定により社員が退社したときは、社員名簿の登録を抹消する。

３　定款第７条及び第８条の規定により、退社以外の事由により社員の資格を喪失した場合については、前項と同様に社員名簿の登録を抹消する。

（再入社）

第７条　退社後2年以上経過している個人または団体が再入社を希望する場合には、第３条の規定を準用する。ただし、退社の際未納の会費があった場合には、当該未納会費全額を納入しない限り、再入社は認めないものとする。

（改廃）

第８条　この規則の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

（補則）

第９条　この規則を運用するに当たり、具体的かつ必要な手続き事項については代表理事が別に定める。

附　則

この規則は、2018年10月1日から施行する。

|  |
| --- |
| 一般社団法人日本周麻酔期看護学会  入社申込書  　私は、貴学会の正社員として入社したいので、下記のよう申し込みます。  記  　・住所（自宅）：  　・氏　　　名　：    　・連　絡　先　：Mail  ：電話  　・所属機関名　：  　・同　所在地　：    　　2019年○月○日    　　　一般社団法人日本周麻酔期看護学会  　　　　　代表理事　長坂　安子　殿 |

一般社団法人日本周麻酔期看護学会

入社申込書

　弊社は、貴学会の正社員として入社したいので、下記のよう申し込みます。

記

　・所　在　地：

　・団　体　名：

　　代表者名　：

　・担当者名　：

　・連　絡　先：Mail

：電話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

　　2019年○月○日

　　　一般社団法人日本周麻酔期看護学会

　　　　　代表理事　長坂　安子　殿

|  |
| --- |
| 一般社団法人日本周麻酔期看護学会  退社届  　私は、貴学会の正社員（特別社員）を退社したいので、ここに届け出ます。  　　・退社予定期日　20　　年　　月　　日  　20　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　住所（団体の場合は所在地）    　　　　　　　　　　　　　　氏名（法人名・代表者名）　 　　　　　㊞    （電話・Mail）    　　一般社団法人日本周麻酔期看護学会  　　　　代表理事 長坂　安子　殿 |